

平成9年8月18日

関係事業者各位 殿

科学技術庁原子力安全局放射線安全課長

植田 秀

密封されていない放射性同位元素の管理の徹底について

最近、密封されていない放射性同位元素を使用する研究施設において、放射性同位元素が散布され施設内が汚染し、容器等が施設外に放置されるという事件が発生しました。

つきましては、貴事業所におかれましても下記の諸項目に留意し、密封されていない放射性同位元素の管理を徹底するとともに、立入管理等について点検を行い、同種事故の再発防止に努めてください。

記

1 密封されていない放射性同位元素の管理について

- (1) 希釈等を行っていない放射性同位元素（原液等）は、小分け等を行ったものについても必ず貯蔵施設に保管すること。
- (2) 貯蔵施設の扉等は原則として常時施錠し、鍵の管理は放射線取扱主任者等の責任者が行うこと。
- (3) 定期的に放射性同位元素の在庫量をチェックするとともに、放射性同位元素の使用量の記帳を徹底すること。
- (4) 使用中である放射性同位元素は原則として取扱中断時等において一定の場所に保管し、他の者が容易に触れることのないようにすること。

2 密封されていない放射性同位元素を使用する管理区域への立入の管理について

- (1) 管理区域への立入に関する管理を徹底すること。また、立入に関して記録することが望ましい。
- (2) 管理区域の非常口等は非常の場合以外は使用しないことを徹底するとともに、機器の搬入・搬出で使用する場合には必ず放射線取扱主任者等の責任者が立ち合うこと。
- (3) 管理区域から退出する際及び物品等を持ち出す際には汚染検査を徹底すること。また、その結果に関しては、記録することが望ましい。

3 保管容器等の取扱について

使用済みの空の保管容器等は誤用を防ぐために、原則として再利用しないことが望ましい。やむを得ず使用する場合には、ラベリング及び着色等により使用中の物と容易に区別できるようにすること。

4 放射性同位元素によって汚染された物の管理について

- (1) 密封されていない放射性同位元素の空の容器（バイアル）は他の放射性同位元素によって汚染された物と分けて回収し、残量等を確認の上まとめて廃棄すること。
- (2) 保管廃棄設備の扉等は原則として常時施錠し、鍵の管理は放射線取扱主任者等の責任者が行うこと。